

受付開始 随時 受付終了 2024/08/23

## IT導入補助金2024 通常枠

申請難易度

★★★★☆

上限金額

450万円

補助率

1/2

登録/更新日 2024年6月28日

発行機関 経済産業省

対象地域 全国 全国

支援種別 補助金

## 目的

中小企業・小規模事業者等が今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更（働き方改革、被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイスの導入）等に対応するため、生産性の向上に資するITツールを単独で導入するための事業費等に要する経費の一部を補助することにより、中小企業・小規模事業者等の生産性向上を図ることを目的とします。

## 支援内容

## ▼補助対象事業

事業のデジタル化を目的としたソフトウェアやシステムの導入

## ▼ITツールの要件

下の内、1種類以上の業務プロセスを保有するソフトウェアを申請すること（汎用プロセスのみは不可）

業務プロセス

共通プロセス

- 顧客対応・販売支援
- 決済・債権債務・資金回収管理
- 供給・在庫・物流
- 会計・財務・経営
- 総務・人事・給与・労務・教育訓練・法務・情報システム

業務特化型プロセス

- その他業務固有のプロセス

汎用プロセス ※単体での使用は不可

汎用・自動化・分析ツール

（業種・業務が限定されないが生産性向上への寄与が認められる業務プロセスに付随しない専用のソフトウェア）

## ▼補助対象経費

ソフトウェア：ソフトウェア購入費、クラウド利用料（最大2年分）

導入関連費（オプション）：機能拡張やデータ連携ツールの導入、セキュリティ対策実施に係る費用

導入関連費（役務の提供）：導入コンサルティング、導入設定・マニュアル作成・導入研修、保守サポートに係る費用

## 支援規模

補助率：1/2

補助額：プロセス数 1以上 5万円～150万円未満

プロセス数 4以上 150万円～450万円以下

## 対象者の詳細

---

### 中小企業・小規模事業者等

次の全ての要件に該当する者とする。

- 一 生産性の向上を目的として、それに資するITツールを導入する次項に定める中小企業・小規模事業者等であること。
- 二 日本国内で法人登記（法人番号が指定され国税庁が管理する法人番号公表サイトにて公表されていること）され、日本国内で事業を営む法人又は個人であること。
- 三 事務局が求める資料を事務局が別途定める期間内に、事務局が指定する方法で提出できること。
- 四 次のいずれかに該当する者でないこと。

なお、大企業とは、中小企業・小規模事業者等以外の者で事業を営む者をいう。ただし、中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社・投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合のいずれかに該当する者について

は、大企業として取り扱わないものとする。

- (1) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業・小規模事業者等
- (2) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業・小規模事業者等
- (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業・小規模事業者等
- (4) 発行済株式の総数又は出資価格の総額を(1)～(3)に該当する中小企業・小規模事業者等が所有している中小企業・小規模事業者等
- (5) (1)～(3)に該当する中小企業・小規模事業者等の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業・小規模事業者等
- (6) 確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小企業・小規模事業者等

五 経済産業省又は中小機構から補助金等指定停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者ではないこと。

六 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条各項に規定する営業を営む事業者ではないこと。ただし、旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を受け旅館業を営むもの（風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営むものを除く。）を除く。

七 申請する中小企業・小規模事業者等又はその法人の役員が、暴力団等の反社会的勢力でないこと。反社会的勢力との関係を有しないこと。また、反社会的勢力から出資等資金提供を受ける場合も対象外とする。

## 対象地域

---

全国 全国

## お問い合わせ

---

電話：0570-666-376

IP電話等からのお問い合わせ先：050-3133-3272

受付時間 9時30分～17時30分（土曜・日曜・祝日、および年末年始を除く）

※電話番号はお間違えのないようお願いいたします。（通話料がかかります）

※各募集回の締め切り前日、および当日は電話が大変混み合います。

恐れ入りますが、繋がらない場合は、しばらくたってからおかけ直してください。

受付開始 2024/03/15 受付終了 2024/12/31

## 子育てエコホーム支援事業

申請難易度

★★★★☆

上限金額

100万円

登録/更新日 2024年4月2日

発行機関 国土交通省

対象地域 全国 全国

支援種別 補助金

## 目的

子育てエコホーム支援事業は、エネルギー価格などの物価高騰の影響を受けやすい子育て世帯・若者夫婦世帯による高い省エネ性能を有する新築住宅の取得や、住宅の省エネ改修等に対して支援することにより、子育て世帯・若者夫婦世帯等による省エネ投資の下支えを行い、2050年のカーボンニュートラルの実現を図る事業です。

## 支援内容

## ■補助対象事業

注文住宅の新築  
新築分譲住宅の購入  
リフォーム

## ■補助金の還元方法

登録事業者は、交付された補助金を予め補助対象者と合意した方法により、還元します。なお、還元方法は原則①とします。

## いずれか

- 補助事業に係る契約代金（最終支払に限る）に充当する方法
- 現金で支払う方法

## ■登録事業者

補助対象者に代わり、本事業の手続き等を行う補助事業者として予め事務局に事業者登録※したものを。

※交付申請または交付申請の予約までに事業者登録が必要です。

補助事業	契約	登録する事業者（補助事業者）
注文住宅の新築	工事請負契約	建築事業者（工事請負業者）
新築分譲住宅の購入	不動産売買契約	販売事業者（販売代理を含む）
リフォーム	工事請負契約	工事施工業者

## 支援規模

### ■予算

令和5年度補正予算 : 2,100億円

令和6年度当初予算案 : 400億円

### ■補助額（補助上限）

注文住宅の新築 新築分譲住宅の購入

・長期優良住宅 : 1 住戸につき100万円

ただし、以下の①かつ②に該当する区域に立地している住宅については、原則、補助額を50万円/戸とします。

①市街化調整区域

②土砂災害警戒区域又は浸水想定区域（洪水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域における浸水想定高さ 3 m以上の区域をいう。）

・ZEH住宅 : 1 住戸につき80万円

ただし、以下の①かつ②に該当する区域に立地している住宅については、原則、補助額を40万円/戸とします。

①市街化調整区域

②土砂災害警戒区域又は浸水想定区域（洪水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域における浸水想定高さ 3 m以上の区域をいう。）

リフォーム

リフォーム工事内容に応じて定める額※

・子育て世帯・若者夫婦世帯 : 上限30万円/戸

・その他の世帯 : 上限20万円/戸

※子育て世帯・若者夫婦世帯が既存住宅購入を伴う場合は、上限60万円/戸

※長期優良リフォームを行う場合は、

・子育て世帯・若者夫婦世帯 : 上限45万円/戸

・その他の世帯 : 上限30万円/戸

## 対象期間

・契約日の期間

契約日の期間は問いません

・対象工事※の着手期間

2023年11月2日以降

※対象工事

注文住宅の新築・新築分譲住宅の購入 : 基礎工事より後の工程の工事

リフォーム : リフォーム工事

## 対象者の詳細

注文住宅の新築…建築主

新築分譲住宅の購入…購入者

リフォーム…工事発注者

ただし、注文住宅の新築および新築分譲住宅の購入については、子育て世帯または若者夫婦世帯が取得する場合に限りません。

・子育て世帯とは申請時点において、子を有する世帯。

子とは令和5年4月1日時点で18歳未満（すなわち、平成17（2005）年4月2日以降出生）とする。

ただし、令和6年3月末までに工事着手する場合には、令和4年4月1日時点で18歳未満（すなわち、平成16（2004）年4月2日以降出生）の子とする。

・若者夫婦世帯とは申請時点において夫婦であり、令和5年4月1日時点でいずれかが39歳

以下（すなわち、昭和58（1983）年4月2日以降出生）である世帯。ただし、令和6年3月末までに工事着手する場合には、

令和4年4月1日時点でいずれかが39歳以下（すなわち、昭和57（1982）年4月2日以降出生）の世帯とする。

## 対象地域

---

全国 全国

## お問い合わせ

---

子育てエコホーム支援事業事務局  
お電話でのお問い合わせ  
お問い合わせ窓口は1月4日（木）に開設いたします。

受付開始 随時

受付終了 随時

## 経営発展支援事業・初期投資促進事業

申請難易度

★★★★☆

上限金額

1,000万円

補助率

3/4

登録/更新日 2024年5月28日

発行機関 千葉県

対象地域 千葉県

支援種別 補助金

## 目的

次世代を担う農業者となることを志向する新規就農者に対し、就農後の経営発展のために必要な機械・施設の導入等の取組を支援します。

## 支援内容

国 2分の1以内、県 4分の1以内  
(都道府県支援分の2倍を国が支援(国の補助上限2分の1))

## ▼支援額

補助対象事業費上限 1,000万円

※経営開始資金の交付対象者は、補助対象事業費上限 500万円

※経営継承・発展支援事業との併用は不可。また、他の国の助成事業の対象として整備するものでないこと。

※夫婦で家族経営協定を締結して共同経営で農業経営を開始し、主要な経営資産を夫婦で共に所有・又は借りており、夫婦ともに目標地図に位置づけられている場合は、上記の上限額に1.5を乗じて得た額。

※複数の青年就農者が法人を設立し、共同経営する場合、上記の上限額を合算した額又は2,000万円のいずれか低い額。

## ▼対象となる事業内容

機械(軽トラ除く)・施設、家畜導入、果樹・茶の新植・改植、機械等リース料等の初期投資的な経費

## 対象者の詳細

---

1. 独立・自営就農時の年齢が、原則50歳未満であり、次世代を担う農業者となることについて強い意欲を示していること。
2. 令和4年度、令和5年度又は事業実施年度に経営を開始し、独立・自営就農すること。独立・自営就農とは、以下の5点を全て満たすことである。
  - ・農地の所有権又は利用権を有していること。
  - ・主要な農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていること。
  - ・生産物や生産資材等を自ら名義で出荷・取引していること。
  - ・農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を自らの名義の通帳及び帳簿で管理していること。
  - ・自らが農業経営に関する主宰権を有していること。
3. 認定新規就農者であること。
4. 親元就農者は、継承する経営に従事してから5年以内に継承した者であり、かつ継承する経営を発展させる計画（所得、売上、付加価値額のいずれかを10%増、又は生産コスト10%減）を立てること。
5. 地域計画のうち目標地図（人・農地プランを含む）に位置付けられている、若しくは位置付けられることが確実と見込まれる、又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること。
6. 雇用就農資金、経営継承・発展等支援事業、経営発展支援事業及び初期投資促進事業の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。
7. 本人負担分について、融資を受けていること。（青年等就農資金を活用可）等

## 対象地域

---

千葉県 すべて

## お問い合わせ

---

農林水産部担い手支援課就農支援班

電話番号：043-223-2904 ファックス番号：043-201-2615

受付開始 2024/04/01 受付終了 2024/12/27

## 令和6年度 業務改善助成金

## 申請難易度

★★★★☆

## 上限金額

600万円

## 補助率

9/10 or 4/5 or 3/4

登録/更新日 2024年3月27日

発行機関 厚生労働省

対象地域 全国 全国

支援種別 助成金

## 目的

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

## 支援内容

※令和6年度の業務改善助成金についてのお知らせです。  
令和6年度も引き続き助成金の受付がございますが、一部変更点がございます。

## (変更点)

- 特例事業者に関する要件のうち、生産量要件が終了となります。
- 一部の特例事業者に認められていた「関連する経費」が終了となります。
- 1年度内に申請可能な回数が1回までとなります。
- 複数回の事業場内最低賃金の引上げが対象外となります。
- 事業完了期限は、2025年（令和7年）1月31日までとなります。

詳細は変更点をまとめたリーフレットでご確認ください。

なお、令和5年度内（令和6年（2024年）3月31日まで）に申請いただいた場合は、本変更の適用対象外です。  
特に生産量要件での申請をお考えの場合や関連する経費を含めて申請をお考えの場合は、早めの申請をお願い申し上げます。

## ■対象となる設備投資など

助成対象事業場における、生産性向上に資する設備投資等が助成の対象となります。

また、一部の事業者については、助成対象となる経費が拡充されます。

## 1. 機器・設備の導入

- POSレジシステム導入による在庫管理の短縮
- リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮

## 2. 経営コンサルティング

国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し

## 3. その他

顧客管理情報のシステム化

## 支援規模

## ■助成上限額（コース区分（事業場内最低賃金の引き上げ額／引き上げる労働者数／引事業場規模により））

30円	30万円～130万円
45円	45万円～180万円
60円	60万円～300万円
90円	90万円～600万円

## ■助成率 9/10または4/5(9/10)または3/4(4/5)



## 対象者の詳細

---

- 中小企業・小規模事業者であること
- 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること
- 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと

## 対象地域

---

全国 全国

## お問い合わせ

---

業務改善助成金コールセンター  
電話番号：0120-366-440